

人事行政の運営等の状況

地方公務員法第58条の2の規定に基づき、市の人事行政の運営等の状況を公表します。

問い合わせ 職員課人事給与係

1 職員の任免および職員数に関する状況

(1) 任命権者別一般職の職員の任免および職員数の状況 (人)

区分	平成31年 4月1日現在 職員数 (a)	採用等の状況			退職等の状況					2年4月1日 現在職員数 (j = a + d - i)	前年度比較 (j - a)
		31年4月2日～ 令和2年3月31 日 (b)	2年4月1日 (c)	計 (d = b + c)	定年 退職 (e)	普通 退職 (f)	死亡 (g)	その他 (h)	計 (i = e + f + g + h)		
市長の補助職員	585 (39)	14	50 (8)	64 (8)	17	12	1	22 (10)	52 (10)	597 (37)	12 (Δ2)
市立総合病院の職員	769 (19)	16	79 (1)	95 (1)	6	62	0	14 (9)	82 (9)	782 (11)	13 (Δ8)
議会の職員	11	1	3	4	1	0	0	3	4	11	0
教育委員会の職員	108 (10)	3	19 (3)	22 (3)	11	0	0	12 (4)	23 (4)	107 (9)	Δ1 (Δ1)
選挙管理委員会の職員	4	1	1	2	1	0	0	1	2	4	0
監査委員会の職員	3 (1)	0	1	1	1	0	0	0	1	3 (1)	0 (0)
農業委員会の職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	1,480 (69)	35	153 (12)	188 (12)	37	74	1	52 (23)	164 (23)	1,504 (58)	24 (Δ11)

※()内は、再任用短時間勤務職員で外数です。

※職員数は上記のほか、東京都後期高齢者医療広域連合1人、東京都十一市競輪事業組合1人、東京たま広域資源循環組合1人、(公財)東京市町村自治調査会1人派遣しており、令和2年4月1日現在の青梅市の総職員数は、1,508人となります。

(2) 部門別職員数の状況 (各年4月1日現在) (人)

区分	職員数			31年と2年の比較増減状況		主な増減理由
	平成30年	31年	令和2年	増員数	減員数	
一般行政部門	議会	10 (0)	11 (1)	11 (0)	0	
	総務	177 (Δ4)	172 (Δ5)	180 (8)	12	4 業務増
	税務	55 (0)	54 (Δ1)	54 (0)	2	2
	民生	88 (0)	91 (3)	94 (3)	4	1 業務増
	衛生	53 (Δ1)	53 (0)	55 (2)	2	0 人員配置
	農林水産	15 (Δ1)	14 (Δ1)	14 (0)	1	1
	商工	12 (2)	12 (0)	11 (Δ1)	0	1 事務の統廃合縮小
	土木	100 (Δ6)	98 (Δ2)	99 (1)	4	3 業務増
	小計	510 (Δ10)	505 (Δ5)	518 (13)	25	12
特別行政	教育	124 (Δ2)	117 (Δ7)	116 (Δ1)	5	6 事務の統廃合縮小
	小計	124 (Δ2)	117 (Δ7)	116 (Δ1)	5	6
普通会計	634 (Δ12)	622 (Δ12)	634 (12)	30	18	
公営企業等	病院	763 (10)	769 (6)	782 (13)	14	1 業務増
	下水道	26 (Δ1)	25 (Δ1)	24 (Δ1)	0	1 人員配置
	その他	64 (Δ1)	64 (0)	64 (0)	3	3
	小計	853 (8)	858 (5)	870 (12)	17	5
合計	1,487 (Δ4)	1,480 (Δ7)	1,504 (24)	47	23	

※()内の数値は、対前年の増減数です。

※職員数は、地方公共団体定員管理調査に基づく数値です。

(3) 役職別職員数 (令和2年4月1日現在) (人)

市役所では、課を単位に仕事が分担され、同じ分野の課をまとめて部が置かれています。

そして、部に部長、課に課長、係に係長などを置いています。

区分	職員数
部長職	16
課長職	61
係長職	169
主査職	4
副主査職	28
主任職	315
主事職	173

※総合病院診療部門を除く

(4) 昇任試験の状況 (令和元年度)

昇進は、原則として、能力主義、成績主義に基づいて行っています。

管理職候補者等を見いだす方法として、課長職、係長職、主査職、副主査職、主任職については、昇任試験を課しています。

区分	受験者数	合格者数
課長職	15	11
係長職	12	10
主査職	3	0
副主査職	5	3
主任職	56	24

※総合病院診療部門を除く

2 職員の人事評価の状況

職員の職務で発揮された能力などについて、毎年評価を行っています。令和元年度は、次のとおり実施しました。

評価期間 平成31年4月1日～令和2年3月31日

評価対象者 全職員

評価項目 業績(目標や職務の達成度など)、態度(責任感、積極性、規律性など)、能力(理解・判断力、企画力、指導力など)

3 職員の給与の状況

(1) 部門別給与等の状況 (平成30・令和元年度決算) (千円)

区分	給料			職員手当		
	30年度決算額 (a)	元年度決算額 (b)	前年度比較 (c = b - a)	30年度決算額 (d)	元年度決算額 (e)	前年度比較 (f = e - d)
市長部局	2,360,832	2,334,537	Δ26,295	2,416,418	2,575,433	159,015
市立総合病院	2,780,022	2,806,116	26,094	3,025,301	2,988,870	Δ36,431
議会	48,995	50,048	1,053	36,303	37,631	1,328
教育委員会	500,865	475,870	Δ24,995	346,479	338,112	Δ8,367
選挙管理委員会	15,998	16,741	743	13,477	42,043	28,566
監査委員会	16,858	16,722	Δ136	11,833	12,259	426
農業委員会	0	0	0	0	0	0
合計	5,723,570	5,700,034	Δ23,536	5,849,811	5,994,348	144,537

区分	共済費			計			対前年度伸び率 (%)
	30年度決算額 (g)	元年度決算額 (h)	前年度比較 (i = h - g)	30年度決算額 (j)	元年度決算額 (k)	前年度比較 (l = k - j)	
市長部局	852,908	834,409	Δ18,499	5,630,158	5,744,379	114,221	2.0
市立総合病院	1,080,256	1,070,397	Δ9,859	6,885,579	6,865,383	Δ20,196	Δ0.3
議会	17,356	18,145	789	102,654	105,824	3,170	3.1
教育委員会	171,097	161,051	Δ10,046	1,018,441	975,033	Δ43,408	Δ4.3
選挙管理委員会	6,101	6,155	54	35,576	64,939	29,363	82.5
監査委員会	5,342	5,379	37	34,033	34,360	327	1.0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0
合計	2,133,060	2,095,536	Δ37,524	13,706,441	13,789,918	83,477	0.6

(2) 初任給の状況 (令和2年4月1日現在)

区分	初任給	
一般行政職	高校卒	145,600円
	大学卒	183,700円

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額および平均年齢の状況 (令和2年4月1日現在)

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	322,100円	420,173円	43歳2か月
一般技能職	338,300円	397,398円	57歳2か月
医療職	304,581円	382,083円	41歳9か月
企業職(市立総合病院の職員)	305,700円	474,960円	38歳11か月

※平均給料月額は、4月に職員に支給される基本給としての給料を職員数で除したものです。

※平均給与月額は、4月に職員に支給される給料と職員手当(扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、管理職手当、時間外勤務手当等)の合計額を職員数で除したものです。

(4) 職員手当の状況(令和2年4月1日現在)

手当の種類	内容				
扶養手当 (部長職を除く)	配偶者…6,000円(課長職は3,000円) 子ども…9,000円 父母等…6,000円(課長職は3,000円) 特定期間の加算…4,000円(16歳~22歳の子がいる場合に子どもの金額に 加算)				
地域手当	給料、扶養手当、管理職手当の合計額の15%				
住居手当 (管理職を除く)	35歳未満の世帯主等(借家・借間)…15,000円				
通勤手当	交通機関…6か月定期券等の最も経済的な額 自動車等…使用距離に応じて2,600円~15,000円の範囲内の額				
特殊勤務手当	著しく危険、不快、不健康その他特殊な業務について支給される手当				
期末手当 勤勉手当	元年度支給実績				
	区分	6月期	12月期	合計	
	部長職	期末手当	1.000月分	1.000月分	2.000月分
		勤勉手当	1.300月分	1.350月分	2.650月分
	課長職	期末手当	1.100月分	1.100月分	2.200月分
勤勉手当		1.200月分	1.250月分	2.450月分	
係長職以下	期末手当	1.300月分	1.300月分	2.600月分	
	勤勉手当	1.000月分	1.050月分	2.050月分	
退職手当	勤続20年…23,000月分、勤続25年…30,500月分、勤続35年… 43,000月分(支給率)				
管理職手当	部長…106,500円、担当部長…92,600円、課長…80,000円				
その他の手当	上記のほかに、単身赴任手当、管理職員特別勤務手当、労働基準法の規定に基づ いて支給している時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当などがあります。				

(5) 特別職等の報酬の状況(令和2年4月1日現在)

区分	給料月額等
給料	市長 1,010,000円
	副市長 880,000円
	教育長 805,000円
	病院事業管理者 1,520,000円
報酬	議長 625,000円
	副議長 560,000円
	議員 530,000円
期末手当 (元年度支給実績)	市長 6月期 2,300月分
	副市長 12月期 2,350月分
	議長 合計 4,650月分
	副議長 合計 4,650月分

7 職員のサービスの状況

職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、全力で職務遂行しなければなりません。職務の遂行にあたって職員が守るべき義務は、次のとおりです。

区分	内容	違反者数 (令和元年度)
職務命令等に従う義務	職員は法令等の定める規程に従い、かつ上司の職務上の命令に忠実に従わなければなりません。	0人
信用失墜行為の禁止	職員は職の信用を傷つけたり、職の全体の不名誉となる行為をしてはいけません。	1人
守秘義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはいけません。	0人
職務専念義務	職員は勤務時間中全力で職務遂行しなければなりません。ただし、研修を受ける場合、厚生に関する計画の実施に参加する場合などに限り、職務専念義務が免除されます。	0人
政治的行為の制限	職員は政党その他の政治的団体の結成に関与する等の政治的行為が禁止されるなどの制限があります。	0人
争議行為等の禁止	職員は争議行為等が禁止されています。	0人
営利企業等の従事制限	職員は営利企業等に従事することは制限されており、従事する場合には許可を受けなければなりません。なお、公務の遂行に悪影響を及ぼさないと判断できるものについては、任命権者の許可を得ることによって営利企業等に従事することができます。	0人

8 職員の退職管理の状況

地方公務員法において、退職職員による現職職員への働きかけが規制されており、青梅市職員の退職管理に関する条例に基づき、職員の退職管理の適正化を図っています。

令和元年度末の退職者(課長職以上)の再就職等の状況

区分	再就職者数
本市外郭団体	1人
民間企業等	1人

※総合病院診療部門を除く

10 職員の福祉および利益の保護の状況

(1) 厚生福利制度

職員の厚生制度として、地方公務員法第42条の規定に基づき、青梅市職員互助会を設置し、職員の元気回復その他の厚生に関する事業を行っています。この互助会は、職員の会費および市の交付金などで運営されています。

なお、令和元年度の会費および交付金は、毎月、給料月額に1,000分の2.3を乗じた金額です。

また、職員の共済制度は、地方公務員等共済組合法に基づき、職員と市において分担拠出する財源により、短期給付事業(医療関係等)、長期給付事業(年金関係)、福祉事業(人間ドック事業等)を行っており、社会保険制度の一環とされています。

(2) 公務災害補償

公務上、通勤途上の災害により、負傷等または死亡した場合には、地方公務員災害補償基金から一定の補償が行われます。

補償件数(令和元年度)			
区分	傷病	死亡	
公務災害	0件	0件	
通勤災害	0件	0件	

※総合病院を除く

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間(令和2年4月1日現在)

職員の勤務時間は、午前8時30分~午後5時15分の1日7時間45分、週38時間45分です。夜間窓口や、総合病院の看護師などで、交代勤務により職務に従事する職員もいますが、勤務時間は週38時間45分を原則として、勤務の割り振りをしています。

(2) 休暇等の概要

休暇等の種類は、年次休暇、病気休暇、公民権の行使、生理休暇、結婚休暇、産前産後の休養、母子保健健診休暇、出産介護休暇、育児時間、子どもの看護休暇、忌引、父母の祭日休暇、ドナー休暇、夏季休暇、長期勤続休暇、ボランティア休暇、介護休暇、短期の介護休暇、介護時間、災害事故休暇、育児休業、部分休業です。なお、年次休暇の昨年の平均取得日数は、14.6日です。

5 職員の休業に関する状況

育児休業および部分休業の取得状況(令和元年度)

区分	育児休業	部分休業
男性職員	8人	0人
女性職員	15人	7人

※総合病院診療部門を除く

6 職員の分限および懲戒処分等の状況

分限処分は、公務能率の維持を目的として、本人の意に反してその身分に不利益な変動をもたらす処分です。分限処分には、免職、休職、降任、降給の4種類があります。

懲戒処分は、公務員としてふさわしくない非行があった場合に公務員関係の秩序を維持するために、職員の道義的責任を追及して行う処分です。懲戒処分には、免職、停職、減給、戒告の4種類があります。

分限・懲戒処分の状況(令和元年度)

区分	分限処分				懲戒処分			
	免職	休職	降任	降給	免職	停職	減給	戒告
処分者数	0人	17人	0人	0人	0人	0人	0人	1人

9 職員の研修の状況

職員研修実施状況(令和元年度)

区分	受講者数	備考
東京都市町村職員研修所	151人	新任職員、部課長職員等の階層別研修
	166人	行政法I、地方自治法、地方公務員法、政策法務、情報システム調達導入科、財政科、契約科、固定資産税科、徴収科、都市計画科、人権啓発研修等の実務研修
その他派遣研修	5人	総務省自治大学校、東京都職員研修所、国土交通省国土交通大学校、東京都特別区職員研修所等への派遣
独自研修	2,702人	階層別研修、接遇研修、会計実務研修、交通安全講習会、公務員倫理研修、情報セキュリティ研修、契約事務に関する研修等

※総合病院診療部門を除く

11 公平委員会の業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、市の当局により適当な措置がとられるべきことを要求することができます。

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

職員は、懲戒その他意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に不服申立てをすることができます。

(3) 人事管理に関する苦情処理の状況

職員は、勤務条件その他の人事管理に関して、公平委員会に苦情の申出および相談をすることができます。

措置の要求、不服申立て、苦情処理の状況(令和元年度)

区分	年度当初 係属件数	年度中 申立て・相談件数	年度中 処理件数	年度末 係属件数
措置の要求	0件	0件	0件	0件
不服申立て	0件	0件	0件	0件
苦情処理	0件	0件	0件	0件